破産債権届出期間の変更

平成２３年（フ）第１７７５２・１７００４号
栃木県那須塩原市埼玉６―1142
破産者　三ケ尻久美子（旧姓増渕）
破産債権の届出期間を次のとおり変更する。
変更前の期間　平成24年12月25日まで
変更後の期間　平成25年２月28日まで
平成24年12月17日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第２８８８号
大阪市浪速区元町３丁目10番４号
破産者　株式会社レーグル
１　期日　平成25年２月１日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５８号
大阪市西区西本町１丁目14番９号
破産者　株式会社ゼロインターナショナル
１　期日　平成25年１月23日午後３時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０号
大阪市西区京町堀１丁目６番４号
破産者　アドクリエイション株式会社
１　期日　平成25年１月30日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３２４号
大阪府池田市石橋４丁目２番８―101号、住民票上の住所大阪市東住吉区針中野１丁目５番11号
破産者　恩村　達夫
１　期日　平成25年１月30日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年12月21日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１３号
熊本県山鹿市山鹿93番地14　井上アパート２階南
破産者　三森　德吉
異議申述期間　平成25年２月15日まで
平成24年12月21日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０５４号
東京都千代田区丸の内１―７―12サピアタワー14Ｆ弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　鮫不動産管理株式会社
代表清算人　島守　康友
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　清算株式会社の資産及び負債の状況
１　貸借対照表及び財産目録
清算株式会社は、特別清算の開始決定以降、担保権者への弁済、清算手続費用及び公租公課等の支払等を進めている。
平成24年11月13日現在における、清算株式会社の資産及び負債の状況は、別紙１―１「清算財産目録（平成24年11月13日現在）」に記載のとおりである。
２　協定債権者
協定債権者及びその債権額（未払利息・遅延損害金を除く。）は、別紙１―１「清算財産目録（平成24年11月13日現在）」に記載のとおりである。
第２　株式会社企業再生支援機構手続における事業再生計画等
１　株式会社企業再生支援機構手続における事業再生計画
株式会社企業再生支援機構手続における事業再生計画（以下「本件事業再生計画」という。）において、協定債権者からの金融支援、及び協定債権者への弁済については、以下のように記載されている。
⑴　金融支援依頼の対象となる債権
金融支援依頼の対象となる債権（以下「対象債権」という。）は、金融債権者が、平成23年12月22日現在において清算株式会社に対して有する全ての債権。
これについては、保全債権（丙１債権）、非保全債権（丁債権及び免責的債務引受対象債権）に分けられる。
⑵　金融支援の額及び方法
①　保全債権
保全の目的となっている資産を換価して弁済する。
いわゆる処分連動方式で、売却代金から処分費用を控除した残額を弁済する。
②　非保全債権
清算手続費用及び公租公課等の対象債権以外の債務への弁済後の残額を原資として、特別清算手続において、非保全債権残高プロラタにて弁済する。
２　特別清算の開始決定以降の事情等
ただし、清算株式会社から株式会社ディメールへの吸収分割にかかる吸収分割契約書にも記載のとおり、清算手続費用及び公租公課等の対象債権以外への債務への弁済原資以外の金員は、清算株式会社には残されず、特別清算の開始決定以降も、清算株式会社の資産が本件事業再生計画における評価を大きく超えて換価できた等の特段の事情はなく、また、これからもない見込みである。
以上に述べたところから、本件事業再生計画に従って、第３に述べるとおり、また、特別清算手続に先立ち開催した債権者説明会でも説明したとおり、①保全債権については保全の目的となっている資産を換価して弁済し、②非保全債権についてはその全額の免除を受けるものとする。
なお、上記の免除の効力は、保証人・物上保証人に対する権利に影響を及ぼさない（会社法571条２項）。
第３　協定債権者の権利の変更等
１　会社法522条２項に規定する担保権について
別紙１―１「清算財産目録（平成24年11月13日現在）」記載の「倉庫（大開）」が、協定債権者（株式会社三井住友銀行）を担保権者とする担保の目的となっているが、上記のとおり、かかる保全債権についても本件事業再生計画の対象となっていることから、清算株式会社は、協定案の作成に当たり必要があるものとして、当該担保権者に参加を求めるものである（会社法566条１号）。
上記保全債権については、保全の目的となっている「倉庫（大開）」を処分して、処分実行時に処分代金から処分費用を控除した残額を弁済する。
なお、「倉庫（大開）」についての本件事業再生計画における評価はゼロであることから、実際には、上記の弁済額もゼロの見込みである。
２　権利の変更の一般的基準
本協定の認可決定が確定した日に、元本及び未払利息・遅延損害金の全額につき免除を受ける。但し、上記１で述べた保全債権にかかる非保全部分については、保全の目的となっている「倉庫（大開）」の処分実行日に免除を受ける。
３　個別条項
協定債権の変更前の権利内容（ただし、未払利息・遅延損害金は表示していない。）は別紙３―３「協定債権権利変更表」中の「協定債権額」欄記載のとおりであり、本協定の認可決定が確定した日又は保全の目的となっている資産の処分を実行した日に、同「免除額」欄記載の額につき免除を受ける。
４　その他の事項
⑴　清算条項
清算株式会社及び協定債権者は、本協定案に定めるもののほか、他に互いに何らの債権債務を有しないことを相互に確認する。